

平成31年3月20日

## 会員各位

公益社団法人宮城県トラック協会  
業務部 廣瀬

### 標準貨物自動車約款等の一部改正に伴う対応について

平素は当協会運営につきまして、ご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、「標準貨物自動車運送約款」等が平成29年11月4日一部改正が施行され際には各事業者の実情に合わせ諸手続き等ご対応いただいたところですが、**本年4月1日の「商法及び国際海上物品運送法の一部を改正する法律」の施行に伴い、商法改正の趣旨を反映させるべく標準貨物自動車約款等が改正（平成31年4月1日）**されることとなりました。

つきましては、今回の改正概況及び改正に伴い必要となる手続きを下記によりご確認いただき、手続きをされるようお願い申し上げます。

### 記

#### 1. 改正概要

商法及び国際海上物品運送法改正（平成31年4月1日）に伴い、貨物自動車運送事業法に基づき国土交通大臣が公示している以下の標準運送約款について、所要の改正を行う。

- ・標準貨物自動車運送約款
- ・標準宅配便運送約款
- ・標準引越運送約款
- ・標準貨物軽自動車運送約款
- ・標準貨物軽自動車約款
- ・標準靈きゆう運送約款

これらの各標準運送約款について、改正商法の規定に基づき、①電磁的方法による送り状の提供、②危険物に関する通知業務。③運送賃の請求、④運送人の損害賠償責任、⑤損害賠償の額、⑥高価品に関する特則の適用除外、⑦運送品の供託・競売等、⑧荷受人の権利の行使による荷送人の権利の喪失、⑨運送人の責任の消滅、⑩貨物引換証、などの関係規定を改正する。

#### 2. 改正に伴って事業者が行っていただくこと・・・別紙

#### 3. 詳細に関しては、国土交通省ホームページを確認してください。

標準貨物自動車運送約款等の改正について

[http://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha\\_fr4\\_000020.html](http://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_fr4_000020.html)

#### 4. 平成31年4月1日施行、新標準貨物自動車運送約款・標準引越運送約款は、国土交通省ホームページよりダウンロード可能です。なお当協会では、掲示用を購入予定

以上